## 特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	
又は保険薬局コード	届 出 番 号
   連絡先	
建 <sup>個                                   </sup>	
電話番号:	
(届出事項)	
[	] の施設基準に係る届出
ものに限る。)を行ったことがない  コ 当該届出を行う前6か月間におい	いこと。
ものに限る。)を行ったことがない  当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違  当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。	いこと。 いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第7 は、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ
ものに限る。)を行ったことがない  当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違  当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。  当該届出を行う時点において、厚	いこと。 いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第75 は、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ に生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入
ものに限る。)を行ったことがない  当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違  当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。  当該届出を行う時点において、厚 基本料の算定方法に規定する入院患 保険医療機関でないこと。	・ へて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
ものに限る。)を行ったことがない  当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違  当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。  当該届出を行う時点において、厚 基本料の算定方法に規定する入院患 保険医療機関でないこと。	いこと。 いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第78 是、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 選生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 選者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する に適合しているので、別添の様式を添えて届出します。
ものに限る。)を行ったことがない □ 当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違 □ 当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。 □ 当該届出を行う時点において、厚 基本料の算定方法に規定する入院患 保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべて	いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第78 是、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 是生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 最者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する に適合しているので、別添の様式を添えて届出します。
ものに限る。)を行ったことがない  当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違  当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。  当該届出を行う時点において、厚 基本料の算定方法に規定する入院患 保険医療機関でないこと。  標記について、上記基準のすべて  平成 年 月 日  保険医療機関・保険薬局の所	いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第78 是、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 是生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 最者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する に適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

- 備考1 [ ]欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
  - 2 □には、適合する場合「√」を記入すること。
  - 3 届出書は、1通提出のこと。

- ※ 本様式は保険医療機関が届出に当たり確認に用いるための参考様式であって、届出書に添付する必要はない。
- 1 「区分」欄ごとに、「今回届出」欄、「既届出」欄又は「算定しない」欄のいずれかにチェックする。
- 2 「今回届出」欄にチェックをした場合は、「様式」欄に示す様式を添付する。
- 3 「既届出」欄にチェックをした場合は、届出年月を記載する。
- 4 届出保険医療機関において「区分」欄に掲げる診療報酬を算定しない場合は、「算定しない」欄をチェックする。

		今回		·		算定	144 B (1944
施設基 準通知	名称	届出	艮	无届出	l	しない	様式(別添2)
1の2	ウイルス疾患指導料			年	月		1, 4
3	喘息治療管理料			年	月		3
4	糖尿病合併症管理料			年	月		5
<b>4の2</b>	がん性疼痛緩和指導管理料			年	月		5の2
4თ3	がん患者指導管理料			年	月		5თ3
4の4	外来緩和ケア管理料			年	月		5 <b>0</b> 4, 4
4の5	移植後患者指導管理料			年	月		5 <b>の</b> 5
4の6	糖尿病透析予防指導管理料			年	月		5 <b>0</b> 6, 5 <b>0</b> 8
<b>4の</b> 8	乳腺炎重症化予防ケア・指導料			年	月		5の9
6	地域連携小児夜間・休日診療料 1			年	月		7
6	地域連携小児夜間・休日診療料 2			年	月		7
6 <b>ග</b> 3	地域連携夜間・休日診療料			年	月		7თ2
6の4	院内トリアージ実施料			年	月		7თ3
6 <b>の</b> 5	救急搬送看護体制加算			年	月		7თ3
6 <b>の</b> 7	外来放射線照射診療料			年	月		7の6
6 <b>ග</b> 8	地域包括診療料 1			年	月		7の7
6 <b>ග</b> 8	地域包括診療料2			年	月		7の7
6 <b>ග</b> 8ග3	小児かかりつけ診療料			年	月		7თ8
7	ニコチン依存症管理料			年	月		8, 4
7の2	療養・就労両立支援指導料			年	月		8თ3
8	開放型病院共同指導料			年	月		9, 10
9	在宅療養支援診療所			年	月		11, 11の3, 11の4, 11の5
11	ハイリスク妊産婦共同管理料(I)			年	月		13
11の2	がん治療連携計画策定料			年	月		13の2, 13の3
11の2	がん治療連携指導料			年	月		13の2
11の3の3	排尿自立指導料			年	月		13の4
11の3の4	ハイリスク妊産婦連携指導料 1			年	月		13თ7
11の3の5	ハイリスク妊産婦連携指導料2			年	月		13თ7
11の5	肝炎インターフェロン治療計画料			年	月		13の6
12	薬剤管理指導料			年	月		14, 4
12の1の2	地域連携診療計画加算			年	月		12, 12の2
12の1の2	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料			年	月		14の2
12の2	医療機器安全管理料 1			年	月		15
12の2	医療機器安全管理料 2			年	月		15
12の2	医療機器安全管理料(歯科)			年	月		15

施設基準通知	名称	今回 届出	艮	无届出		算定 しない	様式(別添2)
13	総合医療管理加算(歯科疾患管理料)			年	月		17
13	歯科治療時医療管理料			年	月		17
13თ2	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所			年	月		17თ2
14	在宅療養支援歯科診療所 1			年	月		18
14	在宅療養支援歯科診療所 2			年	月		18
14の2	在宅療養支援病院			年	月		11の2, 11の3, 11の4, 11の5
14の3	在宅総合医療管理加算(歯科疾患在宅療養管理料)			年	月		17
14の3	在宅患者歯科治療時医療管理料			年	月		17
15	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料			年	月		19
16	在宅がん医療総合診療料			年	月		20
16の 2	在宅患者訪問看護・指導料			年	月		20თ3
16の 2	同一建物居住者訪問看護・指導料			年	川		20თ3
16თ3	在宅療養後方支援病院			年	川		20の4, 20の5
16の4	在宅患者訪問褥瘡管理指導料			年	月		20თ7
16の5	在宅血液透析指導管理料			年	月		20თ2
16の6	遠隔モニタリング加算(在宅酸素療法指導管理料)			年	月		20の3の2
16თ7	遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料)			年	月		20の3の3
16თ8	在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料			年	月		20თ9
16თ9	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料			年	月		20の10
16の10	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料			年	月		20の11
16の11	持続血糖測定器加算			年	月		24の5
17	歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算			年	月		21
17の1の2	歯科訪問診療料の注13に規定する基準			年	月		21の3の2
17თ2	在宅歯科医療推進加算			年	月		21の4
18თ1თ2	遺伝学的検査			年	月		23
18თ1თ3	骨髄微小残存病変量測定			年	月		23の2
18の1の5	抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)			年	月		5 <b>0</b> 5
18თ2	HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)			年	月		22 <b>0</b> 2, 4
19	検体検査管理加算 (I)			年	月		22
19თ2	検体検査管理加算(Ⅱ)			年	月		22
20	検体検査管理加算 (Ⅲ)			年	月		22
20თ2	検体検査管理加算 (IV)			年	月		22
20თ3	国際標準検査管理加算			年	月		22
21	遺伝カウンセリング加算			年	月		23
22	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算			年	月		24
22の3	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト			年	月		24の6
22の4	胎児心エコー法			年	月		2403, 4
22の5	ヘッドアップティルト試験			年	月		24の7
23	人工膵臓検査			年	月		24004, 4
23の2	皮下連続式グルコース測定			年	月		24の5

施設基準通知	名 称	今回 届出	艮	既届出		算定 しない	様式(別添2)
24	長期継続頭蓋内脳波検査			年	月		25
24の2	長期脳波ビデオ同時記録検査1			年	月		25 <b>0</b> 2, 4
25	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図			年	月		26
25の2	光トポグラフィー			年	月		26 <b>0</b> 2, 52, 4
26	脳磁図			年	月		27
26თ1თ2	脳波検査判断料 1			年	月		27 <b>0</b> 2, 4
26თ1თ3	遠隔脳波診断			年	月		27の3
26の2	神経学的検査			年	月		28
27	補聴器適合検査			年	月		29
27の2	ロービジョン検査判断料			年	月		29の2
28	コンタクトレンズ検査料			年	月		30
29	小児食物アレルギー負荷検査			年	月		31
29の2	内服・点滴誘発試験			年	月		31の2
29თ3	センチネルリンパ節生検(片側)			年	月		31 <i>0</i> 3, 52, 4
29の4	CT透視下気管支鏡検査加算			年	月		38
29თ5	有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査及び咬合圧検査			年	月		38の1の2
29თ6	精密触覚機能検査			年	月		38の1の3
30	画像診断管理加算 1			年	月		32
30	画像診断管理加算 2			年	月		32
30	画像診断管理加算3			年	月		32
31	歯科画像診断管理加算			年	月		33
32	遠隔画像診断			年	川		34又は35
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮 影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳 房用ポジトロン断層撮影			年	月		36
34	CT撮影及びMRI撮影			年	月		37
35	冠動脈CT撮影加算			年	月		38
35თ2	外傷全身CT加算			年	月		38
36	心臓MRI撮影加算			年	月		38
36თ1თ2	乳房MRI撮影加算			年	月		38
36თ1თ3	小児鎮静下MRI撮影加算			年	月		38
36の1の4	頭部MRI撮影加算			年	月		38
36თ2	抗悪性腫瘍剤処方管理加算			年	月		38თ2
36თ3	外来後発医薬品使用体制加算			年	月		38თ3
37	外来化学療法加算 1			年	月		39
37	外来化学療法加算 2			年	月		39
37თ 2	無菌製剤処理料			年	月		40, 4
38	心大血管疾患リハビリテーション料 (I)			年	月		41, 44 <i>0</i> 2
39	心大血管疾患リハビリテーション料 (II)			年	月		41, 44 <i>0</i> 2
40	脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)			年	月		42, 44 <b>0</b> 2
40の 2	脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅱ)			年	月		42, 44 <b>0</b> 2
41	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)			年	月		42, 44 <b>0</b> 2

施設基準通知	名称	今回 届出	艮	无届出		算定 しない	様式(別添2)
42	運動器リハビリテーション料(I)			年	月		42, 44 <b>0</b> 2
42の2	運動器リハビリテーション料 (Ⅱ)			年	月		42, 44 <b>0</b> 2
43	運動器リハビリテーション料(Ⅲ)			年	月		42, 44 <b>0</b> 2
44	呼吸器リハビリテーション料(I)			年	月		42, 44 <b>0</b> 2
45	呼吸器リハビリテーション料 (Ⅱ)			年	月		42, 44 <b>0</b> 2
45の2	摂食機能療法(経口摂取回復促進加算1)			年	月		43の4, 43の5, 44の2
45 <b>の</b> 2	摂食機能療法(経口摂取回復促進加算2)			年	月		43 <i>0</i> 6, 44 <i>0</i> 2
46	難病患者リハビリテーション料			年	月		43, 44 <b>0</b> 2
47	障害児(者)リハビリテーション料			年	月		43, 44 <b>0</b> 2
47の2	がん患者リハビリテーション料			年	月		43の2, 44の2
<b>47の3</b>	認知症患者リハビリテーション料			年	月		43の3, 44の2
47თ3თ2	リンパ浮腫複合的治療料			年	月		43 <i>0</i> 7
47の4	集団コミュニケーション療法料			年	月		44, 44 <b>0</b> 2
47の5	歯科口腔リハビリテーション料2			年	月		44 <i>0</i> 4
47の6	通院・在宅精神療法			年	月		44の5
47 <i>の</i> 7	救急患者精神科継続支援料			年	月		44の6
48	認知療法・認知行動療法			年	月		44 <i>o</i> 3
48თ1თ2	依存症集団療法			年	月		44 <i>0</i> 7
48の2	精神科作業療法			年	月		45, 4
49	精神科ショート・ケア「大規模なもの」			年	月		46, 4
50	精神科ショート・ケア「小規模なもの」			年	月		46, 4
51	精神科デイ・ケア「大規模なもの」			年	月		46, 4
52	精神科デイ・ケア「小規模なもの」			年	月		46, 4
53	精神科ナイト・ケア			年	月		46, 4
54	精神科デイ・ナイト・ケア			年	月		46, 4
54の2	抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導 管理料に限る。)			年	月		46 <i>の</i> 3
55	重度認知症患者デイ・ケア料			年	月		47, 4
55の2	精神科在宅患者支援管理料			年	月		47の2
56	医療保護入院等診療料			年	月		48
56の2	処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1			年	月		48の2, 48の2の2, 48の3, 48の4, 4 (基本別添7) 13の4
56 <b>の</b> 3	硬膜外自家血注入			年	月		52, 48 <i>0</i> 6, 4
57	エタノールの局所注入 (甲状腺に対するもの)			年	月		49
57	エタノールの局所注入(副甲状腺に対するもの)			年	月		49の2
57の2	人工腎臓			年	月		87の4, 2の2, 49の3
57თ2თ2	下肢末梢動脈疾患指導管理加算			年	月		49の3の2
57の2の3	人工膵臓療法			年	月		24004, 4
57 <b>の</b> 3	磁気による膀胱等刺激法			年	月		49 <b>の</b> 4, 4
57の4の2	歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)			年	月		49の6, 4, 49の7
57の4の3	手術用顕微鏡加算			年	月		49の8

施設基準通知	名 称	今回 届出	艮	无届出		算定 しない	様式(別添2)
	口腔粘膜処置			年	月		49 <i>の</i> 9
57の5	う蝕歯無痛的窩洞形成加算			年	月		50
57の6	CAD/CAM冠			年	月		50の2
57 <b>の</b> 7	有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算			年	月		50の3
57の8	皮膚悪性腫瘍切除術(センチネルリンパ節加算を算定する場合に限 る。)			年	月		50 <i>0</i> , 52, 4
57の8の2	皮膚移植術(死体)			年	月		87の6
57の9	組織拡張器による再建手術(一連につき)(乳房(再建手術)の場 合に限る。)			年	月		50 <i>0</i> 5
57თ9თ2	骨移植術(軟骨移植術を含む。)(同種骨移植(非生体)(同種骨 移植(特殊なものに限る。)))			年	月		50 <i>0</i> 5 <i>0</i> 2, 4
57の10	骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)			年	月		50 <i>0</i> 6, 52, 4
57の11	後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)			年	月		52, 87 <b>თ</b> 7, 4
58	腫瘍脊椎骨全摘術			年	月		51, 52, 4
58თ2	脳腫瘍覚醒下マッピング加算			年	月		51 <i>0</i> 2, 52, 4
58 <b>0</b> 3	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算			年	川		51 <b>0</b> 3, 4
59	頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)			年	月		52, 54, 4
60	脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)及び脳刺激装置交 換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術			年	月		25
60の2	仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術			年	月		53, 4
60 <i>ග</i> 3	治療的角膜切除術(エキシマレ―ザ―によるもの(角膜ジストロ フィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。))			年	月		52, 54 <b>0</b> 2, 4
60の4	羊膜移植術			年	月		52, 54 <b>0</b> 3, 4
60の5	緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるも の))			年	月		52, 54 <b>0</b> 4, 4
60の6	緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)			年	月		52, 54 <b>0</b> 8, 4
60の7	網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)			年	月		52, 54 <i>0</i> 5, 4
60 <b>ග</b> 8	網膜再建術			年	月		52, 54 <i>0</i> 6, 4
61	人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植 込型骨導補聴器交換術			年	月		52, 55, 4
61の2	内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)			年	月		52, 54 <b>0</b> 7, 4
61の2の2	喉頭形成手術(甲状軟骨固定用器具を用いたもの)			年	月		52, 87の5
61 <i>の</i> 3	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療 に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限 <u>る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限る。)</u>			年	月		52, 56, 4
61の4	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るもの  に限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診			年	月		52, 56 <b>0</b> 3, 4
61の4の2	療に係るものに限る。) 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全 摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形 成手術			年	月		52, 56 <b>0</b> 4, 4
61の4 <b>の</b> 3	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 56 <b>0</b> 4, 4
61の4の4	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの)			年	月		38
61の5	乳腺悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算 1 又は乳がんセンチネルリンパ節加算 2 を算定する場合に限る。)			年	月		52, 56 <b>0</b> 2, 4
61の5	乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないも の)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))			年	月		52, 56 <b>0</b> 5, 4
61 <i>の</i> 6	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)			年	月		50の5

施設基準通知	名称	今回 届出	Į.	无届出		算定 しない	様式(別添2)
61の7	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術及び胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡 手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 <b>0</b> 8, 4
61の7の2	肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を 伴うもの)に限る。)			年	月		52, 56Ø6, 4
61の7の3	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので、内 視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87の17, 4
62	同種死体肺移植術			年	月		57
62 <b>の</b> 2	生体部分肺移植術			年	月		52, 58
62の2の2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		87, 89の10, 52, 4
62の2の3	内視鏡下筋層切開術			年	月		52, 58 <b>0</b> 2, 4
62 <i>ග</i> 2ග4	食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)及び腟腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)			年	月		87 <b>ග</b> 9, 4
63	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)			年	月		52, 59
63の2の2	胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術			年	月		52, 87 <i>0</i> 11, 4
63 <i>0</i> 3	経カテーテル大動脈弁置換術			年	月		52, 59 <b>0</b> 2, 4
63 <i>0</i> 34	経皮的僧帽弁クリップ術			年	月		52, 87 <i>0</i> 12, 4
63の5	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術			年	月		52, 59 <b>0</b> 3, 4
63 <i>0</i> 6	磁気ナビゲーション加算			年	月		52, 59 <b>0</b> 4, 4
64	経皮的中隔心筋焼灼術			年	月		52, 60
65	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術			年	月		24
66	両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術			年	月		52, 61, 4
67	植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去 術			年	月		52, 62, 4
67の2	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング 機能付き植込型除細動器交換術			年	月		52, 63, 4
68	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)			年	月		24
68 <i>0</i> 2	経皮的循環補助法 (ポンプカテーテルを用いたもの)			年	月		52, 87 <b>の</b> 13, 4
69	補助人工心臓			年	月		52, 64, 4
69の2	小児補助人工心臓			年	月		52, 64 <b>0</b> 2, 4
70თ2	植込型補助人工心臓(非拍動流型)			年	月		52, 65 <b>0</b> 3, 4
71	同種心移植術			年	月		57
72	同種心肺移植術			年	月		57
72の1の2	骨格筋由来細胞シート心表面移植術			年	月		65 <b>の</b> 3の2, 4
72თ3	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術			年	月		52, 65 <b>0</b> 4, 4
72の4	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術			年	月		52, 65 <i>0</i> 5, 4
72の5	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術			年	月		52, 65 <i>0</i> 5, 4
72の7	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫 瘍手術			年	月		52, 65 <i>0</i> 5, 4
72თ7თ2	腹腔鏡下胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 <b>の</b> 14, 4
72თ7თ3	腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87の14, 4
72の7の4	腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 <i>0</i> 014, 4
72თ8	腹腔鏡下胃縮小術 (スリーブ状切除によるもの)			年	月		52, 65 <b>0</b> 6, 4

施設基準通知	名称	今回 届出	Ę	无届出		算定 しない	様式(別添2)
72の8の2	バルーン閉塞下経静脈的塞栓術			年	月		52, 87 <b>の</b> 15, 4
72の9	胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴う ものに限る。)			年	月		52, 65 <b>0</b> 7, 4
73	体外衝撃波胆石破砕術			年	月		66, 4
73の2	腹腔鏡下肝切除術			年	川		52, 66 <i>0</i> 2, 4
73თ3	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術			年	月		52, 87 <i>0</i> 16, 4
74	生体部分肝移植術			年	月		52, 67
75	同種死体肝移植術			年	月		57
75の2	体外衝擊波膵石破砕術			年	月		66, 4
75 <b>の</b> 3	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術及び腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術			年	月		52, 67 <b>0</b> 2, 4
75の4	腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術			年	月		52, 67の2の2, 4
76	同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術			年	月		57
76の2	生体部分小腸移植術			年	月		52, 87の17の2
76の3	同種死体小腸移植術			年	月		57
76の4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術			年	月		52, 67 <b>0</b> 3, 4
76の5	腹腔鏡下小切開副腎摘出術			年	月		52, 65 <i>0</i> 5, 4
76の6	腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87の18, 52, 4
77	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術			年	月		66, 4
77の2	腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下 小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術			年	月		52, 65 <b>0</b> 5, 4
77の3	腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)			年	月		68 <i>0</i> 2, 4
77თ3თ2	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)			年	川		52, 68 <i>0</i> 3, 4
77の4	同種死体腎移植術			年	川		57
77の5	生体腎移植術			年	月		52, 69
77の6	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術			年	川		52, 65 <i>0</i> 5, 4
77の7	膀胱水圧拡張術			年	月		52, 69 <b>0</b> 2, 4
77の8	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術			年	月		52, 65の5, 4
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術			年	月		52, 69 <b>0</b> 3, 4
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 69 <i>0</i> 5, 4
77の10	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術			年	月		52, 69 <i>0</i> 3, 4
77の11	人工尿道括約筋植込・置換術			年	川		69 <b>0</b> 4, 4
77の12	焦点式高エネルギー超音波療法			年	月		52, 70, 4
78	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 71, 4
78თ2	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 65 <i>0</i> 5, 4
78თ2თ2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの)			年	月		52, 71の1の2, 4
78თ2თ3	腹腔鏡下仙骨膣固定術			年	月		52, 71 <b>の</b> 1の3, 4
78თ3	腹腔鏡下膣式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 <b>の</b> 19, 4
78თ3თ2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)			年	月		52, 71 <i>0</i> 2, 4
78თ3თ2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)			年	月		52, 71 <i>0</i> 2, 4
78თ3თ2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術 (子宮体がんに対して内視鏡手術用支援 機器を用いる場合)			年	月		52, 71 <i>0</i> 5, 4
78თ3თ2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術			年	月		52, 71 <i>0</i> 2, 4

施設基準通知	名称	今回 届出	艮	既届出		算定 しない	様式(別添2)
78の4	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術			年	月		71 <b>の</b> 3
78თ5	胎児胸腔・羊水腔シャント術			年	月		52, 71 <i>0</i> 3, 4
78თ6	医科点数表第2章第10部手術の通則4(性同一性障害の患者に対して行うものに限る。)に掲げる手術			年	月		52, 87 <i>0</i> 20, 4
79の2	手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1			年	月		48の2, 48の2の2, 48の3, 48の4, 4, (基本別添7) 13の4
79თ3	胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)			年	月		43 <i>0</i> 4, 43 <i>0</i> 5
80	輸血管理料 I			年	月		73
80	輸血管理料Ⅱ			年	用		73
80	輸血適正使用加算			年	月		73
80	貯血式自己血輸血管理体制加算			年	月		73
80თ2	コーディネート体制充実加算			年	月		87 <b>の</b> 21
80თ3	自己生体組織接着剤作成術			年	月		73の2
80თ3თ2	自己クリオプレシピテート作製術(用手法)			年	月		73の2
80の4	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算			年	月		73 <i>0</i> 3
80თ5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算			年	月		43の4, 43の5
80თ5თ2	凍結保存同種組織加算			年	月		52, 73 <i>0</i> 5, 4
80の6	歯周組織再生誘導手術			年	月		74
80თ7	手術時歯根面レーザー応用加算			年	月		50
80の8				年	月		74の3
80 <i>ග</i> 9	歯根端切除手術の注3			年	月		49の8
80 <b>の</b> 10	口腔粘膜血管腫凝固術			年	月		74の4
80 <b>の</b> 11	レーザー機器加算の施設基準			年	月		49 <i>の</i> 9
81	麻酔管理料(I)			年	月		75
81 <i>ග</i> 2	麻酔管理料(Ⅱ)			年	月		75
82				年	月		76
82 <b>ග</b> 2	外来放射線治療加算			年	月		76
82 <b>ග</b> 3	遠隔放射線治療計画加算			年	月		76の2
83	高エネルギー放射線治療			年	月		77
83 <b>ග</b> 2	1回線量増加加算			年	月		77
83 <i>0</i> 3	強度変調放射線治療(IMRT)			年	月		78
83 <b>ග</b> 4	画像誘導放射線治療加算 (IGRT)			年	月		78 <b>の</b> 2
83 <i>ග</i> 5	体外照射呼吸性移動対策加算			年	月		78 <i>0</i> 3
84	定位放射線治療			年	月		79
84 <b>の</b> 2	定位放射線治療呼吸性移動対策加算			年	月		78 <i>0</i> 3
84 <b>の</b> 2の2	────────────────────────────────────			年	月		79の1の2
84 <b>の</b> 2の3	—————————————————————————————————————			年	月		79の1の3
84の2の4	└────────────────────────────────────			年	月		79の1の3
84の2の5				年	月		78の2
84 <b>ග</b> 3	保険医療機関間の連携による病理診断			 年	月		79の2
84 <i>0</i> 34	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病 理組織標本作製			年	月		80

施設基準通知	名称	今回 届出	Ę	无届出		算定 しない	様式(別添2)
84の5	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診			年	月		80
84の6	デジタル病理画像による病理診断			年	月		80თ2
84の7	病理診断管理加算			年	月		80თ2
84 <b>ග</b> 8	悪性腫瘍病理組織標本加算			年	月		80თ2
84の9	口腔病理診断管理加算			年	月		80თ3
85	クラウン・ブリッジ維持管理料			年	月		81
86	歯科矯正診断料			年	月		82
87	顎口腔機能診断料(顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る。)の手術前後における歯科矯正に係るもの)			年	月		83
88	調剤基本料			年	月		84
89	調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準			年	月		87の2
92	地域支援体制加算			年	月		87の3, 87の3の2, 4
93	後発医薬品調剤体制加算			年	月		87
95	保険薬局の無菌製剤処理加算			年	月		88, 4
96	在宅患者調剤加算			年	月		89
98	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料			年	月		90, 4

※様式2, 6, 16, 65, 68, 72, 84の2, 86は欠番